

平成 30 年 4 月 2 日

お客さま各位

株式会社 大正銀行

## 「預金等規定集」の一部改正について

平成 30 年 4 月 2 日より 各規定の「解約等」に係る内容について、下記の通り改正となりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正内容

改正前	改正後
預金口座を解約する場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、 <u>当店</u> に申出てください。	預金口座を解約する場合には、通帳と届出印を持参のうえ、 <u>その旨を申出てください。</u> なお、 <u>当行が認めた場合は、当店以外の当行本支店でも解約できます。</u>

#### 2. 対象となる預金等規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 通知預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 自由金利型定期預金 (M 型) 規定 [単利型、複利型]
- (7) 自動継続自由金利型定期預金 (M 型) 規定 [単利型、複利型]
- (8) 自由金利型定期預金規定
- (9) 自動継続自由金利型定期預金規定
- (10) 変動金利定期預金規定 [単利型、複利型]
- (11) 自動継続変動金利定期預金規定 [単利型、複利型]
- (12) 期日指定型定期預金規定 (個人)
- (13) 自動継続期日指定型定期預金規定 (個人)
- (14) 積立式定期自由形規定
- (15) 積立式定期目標型規定
- (16) 定期積金 (スーパー積金) 規定

※改正後の預金等規定は、既にお取引のあるお客さまにも適用いたします。

以 上

<本件に関するお問合せ先>  
株式会社 大正銀行 事務部  
電話番号：06-6205-8400 (大代表)  
お電話受付時間：  
銀行窓口営業日の 9：00～17：00